

規制シート(様式)

190196900380001

平成28年12月22日

規制の名称	市街地再開発促進区域内における建築の許可等	所管府省	国土交通省
根拠法令等	都市再開発法(昭和44年法律第38号)①第7条の4、②第66条	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	都市局市街地整備課市街地整備制度調整室 室長 長福 知宏
規制目的	①市街地再開発促進区域内における市街地の計画的な再開発の確保 ②第一種市街地再開発事業の円滑な施行の確保		
規制内容の概要	①市街地再開発促進区域内において、建築基準法第59条第1項第1号に該当する建築物等を建築しようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。 ②第一種市街地再開発事業の施行地区内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の新築等を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	①市街地再開発促進区域は、土地所有者等による市街地の計画的な再開発を図る地区として定めるものであるが、木造等の二階建以下の建築等を放任すると当該区域の目的に違反することとなる。 ②第一種市街地再開発事業の施行地区内において事業計画の実施の障害となる建築行為等をさせることは、施行者のみならず、その行為をする者に対しても無駄な労力を費やさせることとなる。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		